

訪問看護重要事項説明書

<2025年10月1日現在>

自宅で療養されている方や、介護されているご家族の方々に安心して家庭で過ごして頂けるようお手伝いをいたします。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : 医療法人 一輝会 訪問看護ステーションみさき
(2) 所在地 : 神戸市兵庫区切戸町6-3-2 2階
(3) 開設年月日 : 平成10年7月1日
(4) 事業所番号 : 2860590047
(5) 管理者 : 阿部 武彦
(6) 法令遵守責任者 : 赤井 志美
(7) 営業日・時間 : 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00
 (訪問看護、訪問リハビリ)
 土曜日 午前9:00～午後1:00
 (訪問看護、緊急時対応のみ)
 ☆日祭日及び12月30日～1月4日までお休み
(8) 連絡先 : 電話 078-681-1130
 FAX 078-652-8110
(9) サービス提供地域 : 神戸市(兵庫区・長田区・中央区・須磨区)

2. 事業所の法人概要

- (1) 法人名 : 医療法人 一輝会
(2) 所在地 : 神戸市長田区大橋町7丁目1-1
(3) 連絡先 : 電話 078-621-1213
 FAX 078-798-7125
(4) 法人種別 : 医療法人
(5) 代表者 : 理事長 萩原 徹
(6) 法人の行う業務 : 萩原記念病院
 訪問看護ステーションみさき

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者・要支援者が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者様の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援

する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

4. 事業所の従事者

管理者	1名
訪問看護師 (常勤)	5名 (管理者含む)
訪問看護師 (非常勤)	2名
訪問理学療法士 (常勤)	1名
訪問作業療法士 (常勤)	3名
訪問理学療法士 (非常勤)	4名
訪問作業療法士 (非常勤)	2名
事務 (常勤)	1名

5. 訪問看護のサービス内容

- ・ 症状観察
- ・ 清潔の援助（入浴、清拭、洗髪）
- ・ 食事・排泄の援助
- ・ 医師の指示による処置
(カテーテルの管理、創部の処置、在宅酸素、I V H、胃瘻、ストーマ C A P D、人工呼吸器、褥創処置など)
- ・ リハビリテーション
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 御家族の健康や介護の相談
- ・ 在宅主治医や医療機関への連絡調整

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師の指示により訪問看護は開始になりますので、まずは主治医にご相談下さい。指示があればお伺いいたします。

居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了させていただきます。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所、医療機関に入院された日
- ・ご利用者様が要介護認定区分で自立とされた日
- ・最終利用訪問日より5ヶ月経過した場合
- ・ご利用者様が亡くなられた日

④ その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによってサービスを終了できます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合、またはご利用者様やご家族などが当ステーションや従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または当ステーションが破産した場合、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

7. 利用料金

(1) 利用料

《介護保険利用者様の場合》

*訪問看護（負担割合1割の場合）

提供時間（単位数）	基本料金	利用者様ご負担額 (1回あたり)
20分未満（320単位）	3,469円	347円
30分未満（477単位）	5,171円	517円
30分以上1時間未満（829単位）	8,986円	899円
1時間以上1時間30分未満 (1,134単位)	12,293円	1,229円
加算料金（単位）	基本料金	利用者様ご負担額 (1月あたり)
初回加算（I）（350単位）	3,794円	379円
初回加算（II）（300単位）	3,252円	325円
退院時共同指導加算（600単位）	6,504円	650円
緊急時訪問看護加算（II）（574単位） (別紙、緊急時訪問看護加算 同意書あり)	6,222円	622円
特別管理加算I（500単位） (胃瘻、気管カニューレ、バルンカテーテル等)	5,420円	542円
特別管理加算II（250単位） (在宅酸素、人工肛門等)	2,710円	271円

*介護予防訪問看護（負担割合1割の場合）

提供時間（単位数）	基本料金	利用者様ご負担額 (1回あたり)
20分未満（309単位）	3,350円	335円
30分未満（457単位）	4,954円	495円
30分以上1時間未満（800単位）	8,672円	867円
1時間以上1時間30分未満（1,096単位）	11,881円	1,188円
加算料金（単位）	基本料金	利用者様ご負担額 (1月あたり)
初回加算（I）（350単位）	3,794円	379円
初回加算（II）（300単位）	3,252円	325円
退院時共同指導加算（600単位）	6,504円	650円
緊急時訪問看護加算（II）（574単位） (別紙、緊急時訪問看護加算 同意書あり)	6,222円	622円
特別管理加算I（500単位） (胃瘻、気管カニューレ、バルーンカテーテル等)	5,420円	542円
特別管理加算II（250単位） (在宅酸素、人工肛門等)	2,710円	271円

*訪問看護：リハビリ（負担割合1割の場合）

提供時間（単位数）	基本料金	利用者様ご負担額 (1回あたり)
20分未満（292単位）	3,165円	317円
40分未満（292単位×2回）	6,331円	633円
60分未満（263単位×3回）	8,553円	855円
加算料金（単位）	基本料金	利用者様ご負担額 (1月あたり)
初回加算（I）（350単位）	3,794円	379円
初回加算（II）（300単位）	3,252円	325円
退院時共同指導加算（600単位）	6,504円	650円

*介護予防訪問看護：リハビリ（負担割合1割の場合）

提供時間（単位数）	基本料金	利用者様ご負担額 (1回あたり)
20分未満（282単位）	3,057円	306円
40分未満（282単位×2回）	6,114円	611円

40分未満(267単位×2回) ＊利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は1回につき15単位を減算	5,789円	579円
加算料金(単位)	基本料金	利用者様ご負担額(1月あたり)
初回加算(I)(350単位)	3,794円	379円
初回加算(II)(300単位)	3,252円	325円
退院時共同指導加算(600単位)	6,504円	650円

*上記単位数にはサービス提供体制強化加算が含まれています。

*ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

*月2回以上訪問のある場合、または加算がある場合、介護保険計算方法により若干の差が生じることがございます。あらかじめご了承下さい。

《医療保険利用者様の場合》

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態の方は医療保険が優先されます。

- ・医療保険利用者様は法定負担料+交通費

*医療保険ご利用者様は、健康保険証記載の負担割合に基づきます。
(詳しくは担当者までお尋ね下さい。)

*公費負担者証等のあるご利用者様については、負担金が無料となる場合がございます。

☆保険料の滞納などにより利用できなくなる場合は、基本料金を頂くことになります。この場合サービス提供証明書を発行いたしますので、住所地区役所にて払い戻しの手続きを行ってください。

(2) 交通費

- ・介護保険利用者様：無料
- ・医療保険利用者様：別途

(3) キャンセル料

ご利用者様のご都合によりサービスを中止する場合、ご利用の前日まで（ご利用日が月曜日の場合、前週の土曜日午後1時まで）にご連絡がなかつた場合は、基本料金の50%の料金を実費請求いたします。ただし、

ご利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合を除きます。

(4) 支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払ください。請求書には明細がついていますので、必ず内容をご確認ください。支払方法は①口座引き落とし、②お振込み、③現金集金（事務所にご持参いただく）、の 3 通りからお選び頂けます。

引き落とし日は、翌月の 27 日です。口座引き落とし以外の場合は、翌月の末日までに、お支払いください。

(5) 個人情報保護に関して

別紙、個人情報保護方針参照。

8. 緊急時の対応

看護師等は、訪問看護実施中にご利用者様の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について看護師等への周知
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための看護師等に対する研修の定期的な実施
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、看護師等又は養護者（ご利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束の適正化

事業所は、当該ご利用者様又は他のご利用者様等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 看護師等に対し、「業務継続計画」について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないために、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともにその結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 3. ハラスメント対策について

ご利用者様及びそのご家族、関係者から看護師等へ暴力、ハラスメント行為を行った場合は、契約を解除することができます。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出すなど)

1 4. サービス内容に関する苦情

- (1) 当ステーション相談窓口 電話 078-681-1130
FAX 078-652-8110
担当 渡邊 明子、赤井 志美、阿部 武彦
- (2) 各区・市の相談窓口等に苦情を伝えることもできます。
神戸市福祉局 監査指導部（介護保険サービスに関すること）
連絡先 078-322-6326
受付時間（平日） 8：45～12：00
13：00～17：30
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）
連絡先 078-322-6774
受付時間（平日） 8：45～12：00
13：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）
連絡先 078-332-5617
受付時間（平日） 8：45～17：15
神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）
連絡先 078-371-1221
受付時間（平日） 9：00～17：00

15. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- (2) 原則として担当者の選定はできません。
- (3) あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者様または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡します。
- (4) あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。

- (5) 感染予防の為、手袋及び手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力お願いします。
- (6) サービス期間中、地震・豪雨などの天災や軍事や感染症その他、事業者の不可抗力事由により、当サービスの提供が不可能な際に、以降事業者は利用者様に対して、当サービスを提供すべき義務は負えません。
- (7) 利用者様及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などのもてなしはご遠慮いたします。
- (8) サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用はご利用者様の負担になります。
- (9) コピーについては実費相当分を頂きます。

以上、重要事項を

説明致しました。 医療法人 一輝会 訪問看護ステーションみさき・訪問看護

担当者 : _____

説明を受けました。 利用者様 : _____

代理人家族氏名 : _____ (続柄 : _____)